

安全データシート

改訂日 2015/12/7

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称	水性防水塗料専用ウレタンプライマー
整理番号	417321
供給者の会社名称	アトムサポート株式会社
住所	174-0041 東京都板橋区舟渡3-9-6
電話番号	03-3969-3160
推奨用途及び使用上の制限	建築用塗料

2. 危険有害性の要約

GHS分類	引火性液体 区分2
物理化学的危険性	急性毒性(経口) 区分外
健康有害性	急性毒性(吸入:蒸気) 区分4
	急性毒性(吸入:ミスト) 区分1
	皮膚腐食性及び皮膚刺激性 区分2
	眼に対する重篤な損傷性又は眼刺激性 区分2A
	呼吸器感作性 区分1
	皮膚感作性 区分1
	生殖細胞変異原性 区分外
	発がん性 区分2
	生殖毒性 区分1B
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分1(肝臓 呼吸器 腎臓 中枢神経系)
	特定標的臓器毒性(単回ばく露) 区分3(麻酔作用 気道刺激性)
	特定標的臓器毒性(反復ばく露) 区分1(呼吸器 神経系)
環境有害性	水生環境有害性(急性) 区分2
	水生環境有害性(長期間) 区分3
	上記で記載がない危険有害性は、分類対象外か分類できない。

GHSラベル要素 絵表示



注意喚起語	危険
危険有害性情報	H225 引火性の高い液体および蒸気
	H315 皮膚刺激
	H317 アレルギー性皮膚反応を起こすおそれ
	H319 強い眼刺激
	H330 吸入すると生命に危険
	H332 吸入すると有害
	H334 吸入するとアレルギー、ぜん(喘)息または呼吸困難を起こすおそれ
	H335 呼吸器への刺激のおそれ
	H336 眠気およびめまいのおそれ
	H351 発がんのおそれの疑い
	H360 生殖能または胎児への悪影響のおそれ
	H370 肝臓、呼吸器、腎臓、中枢神経系の障害
	H372 長期または反復ばく露による呼吸器、神経系の障害
	H401 水生生物に毒性
	H412 長期的影響によって水生生物に有害
予防策	使用前に取扱説明書を入手すること。(P201)
	すべての安全注意を読み理解するまで取扱わないこと。(P202)
	熱、火花、裸火、高温のもののような着火源から遠ざけること。禁煙。(P210)
	容器を密閉しておくこと。(P233)
	容器を接地すること。アースをとること。(P240)
	防爆型の電気機器、換気装置、照明機器等を使用すること。(P241)
	火花を発生させない工具を使用すること。(P242)
	静電気放電に対する安全対策を講ずること。(P243)
	ミスト、蒸気、スプレーを吸入しないこと。(P260)
	ガスの吸入を避けること。(P261)
	ミスト、蒸気、スプレーの吸入を避けること。(P261)
	粉じん、ヒュームの吸入を避けること。(P261)
	取扱い後はよく手を洗うこと。(P264)
	取扱い後はよく眼を洗うこと。(P264)
	この製品を使用するときに、飲食または喫煙をしないこと。(P270)

**注意書き
応急措置**

屋外または換気の良い場所でのみ使用すること。(P271)
 汚染された作業衣は作業場から出さないこと。(P272)
 環境への放出を避けること。(P273)
 保護手袋、保護眼鏡、保護面を着用すること。(P280)
 保護手袋を着用すること。(P280)
 呼吸用保護具を着用すること。(P284)

皮膚に付着した場合：多量の水と石鹼で優しく洗うこと。(P302+P352)
 皮膚または髪に付着した場合：直ちに、汚染された衣類をすべて脱ぎ、皮膚や髪を流水またはシャワーで洗うこと。(P303+P361+P353)
 吸入した場合：呼吸が困難な場合は、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 吸入した場合：呼吸が困難な場合は、新鮮な空気のある場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。(P304+P340)
 眼に入った場合：水で数分間注意深く洗う。コンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外して、洗浄を続ける。その後、すみやかに医師の診断、手当てを受けること。(P305+P351+P338)
 ばく露またはその懸念がある場合：医師の診断、手当てを受けること。(P308+P313)
 眼に入った場合：直ちに医師に連絡すること。(P310)
 気分が悪くなったときは、医師に連絡すること。(P312)
 気分が悪くなったときは、医師の診断、手当てを受けること。(P314)
 特別な治療が緊急に必要である。(P320)
 特別な処置が必要である。(P321)
 皮膚刺激が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。(P332+P313)
 皮膚刺激または発疹が生じた場合：医師の診断、手当てを受けること。(P333+P313)
 眼の刺激が続く場合：医師の診断、手当てを受けること。(P337+P313)
 汚染された衣類は脱ぎ、再使用する場合には洗濯すること。(P362+P364)
 火災の場合：消火には炭酸ガス、泡または粉末消火器等を使用すること。(P370+P378)
 容器を密閉して換気の良い冷所で保管すること。(P403+P233)
 換気の良い冷所で保管すること。(P403+P235)
 施錠して保管すること。(P405)
 廃棄
 内容物、容器の廃棄は都道府県知事の許可を受けた専門の廃棄物処理業者に業務委託すること。(P501)

保管

廃棄

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別
 化学名又は一般名

混合物
 一液型ウレタン樹脂塗料

化学名又は一般名	濃度又は濃度範囲	化学式	官報公示整理番号		CAS番号
			化審法番号	安衛法番号	
その他	20%~30%	—	なし	整理番号なし	なし
キシレン	20%~30%	C6H4(CH3)2	(3)-3	—	1330-20-7
エチルベンゼン	20%~30%	—	(3)-28	—	100-41-4
メチレンビス(4-フェニルイソシアネート)(4,4'-ジフェニルメタンジイソシアネート)	10%~20%	—	—	—	101-68-8
酢酸エチル	10%~20%	C4H8O2	(2)-726	—	141-78-6

分類に寄与する不純物及び安定化添加物
 現在、知見なし

労働安全衛生法 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9)

エチルベンゼン(法令指定番号:70)(20%~30%)
 キシレン(法令指定番号:136)(20%~30%)
 メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(法令指定番号:599)(10%~20%)
 酢酸エチル(法令指定番号:177)(10%~20%)

化学物質排出把握管理促進法(PRTR法)

第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)

エチルベンゼン(法令指定番号:53)(22%)
 キシレン(法令指定番号:80)(22%)
 メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート(法令指定番号:448)(15%)

4. 応急措置

吸入した場合 蒸気、ガスなどを吸い込んで、気分が悪くなった場合には、空気の新鮮な場所に移し、呼吸しやすい姿勢で休息させること。気分が悪い時には、医師に連絡すること。

皮膚に付着した場合 付着物を布にて素早く拭き取る。
 大量の水および石鹼または皮膚用の洗剤を使用して十分に洗い落とす。溶剤、シンナーは使用しないこと。
 外観に変化が見られたり、刺激・痛みがある場合、気分が悪い時には医師の診断を受けること。

眼に入った場合 直ちに大量の清浄な流水で数分間注意深く洗うこと。次にコンタクトレンズを着用していて容易に外せる場合は外すこと。

飲み込んだ場合

まぶたの裏まで完全に洗うこと。
誤って飲み込んだ場合には、安静にして直ちに医師の診断を受けること。
嘔吐物は飲み込ませないこと。
医師の指示による以外は無理に吐かせないこと。

5. 火災時の措置

消火剤	炭酸ガス 泡 粉末 乾燥砂
使ってはならない消火剤 特有の消火方法	水 可燃性のものを周囲から素早く取り除く。 高温にさらされる密閉容器は水をかけて冷却する。 指定の消火剤使用する。
消火を行う者の保護	適切な保護具(耐熱性着衣など)を着用する。 消火活動は風上より行う。

6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、保護 具及び緊急時措置	作業の際には適切な保護具(手袋、保護マスク、エプロン、ゴーグル等)を着用する。 周囲を立入禁止にして、関係者以外を近づけないようにして二次災害を防止する。
環境に対する注意事項	河川への排出等により、環境への影響を起さないように注意する。
封じ込め及び浄化の方法及び 機材	漏出物は、密閉できる容器に回収し、安全な場所に移す。 付着物、廃棄物などは関係法規に基づいて処置すること。

7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い	換気の良い場所で取り扱う。 容器はその都度密栓する。
技術的対策	周辺で火気、スパーク、高温物の使用を禁止する。 作業中は、常電防止型の作業服、靴を使用する。 工具は火花防止型のものを使用する。 温度が高くなると引火性があるので注意する。 静電気対策のため、装置等は接地し、電気機器類は防爆型(安全増型)を使用すること。 密閉された場所における作業には、十分な局所排気装置を付け、適切な保護具を着けて作業すること。
安全取扱注意事項	皮膚、粘膜、または着衣に触れたり目に入らぬよう適切な保護具を着用する。
保管	取扱後は手・顔等を良く洗い、休憩所等に手袋などの汚染した保護具を持たないこと。 日光の直射を避ける。
安全な容器包装材料	通風のよいところに保管する。 現在、知見なし

8. ばく露防止及び保護措置

	管理濃度	許容濃度(産衛学会)	許容濃度(ACGIH)
キシレン	50ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 100 ppm, STEL 150 ppm
エチルベンゼン	20ppm	50ppm(217mg/m ³)	TWA 20 ppm, STEL -
メチレンビス(4-フェニルイソ シアネート)(4, 4'-ジフェニ ルメタンジイソシアネート)	-	0.05mg/m ³	TWA 0.005 ppm, STEL -
酢酸エチル	200ppm	200ppm(720mg/m ³)	TWA 400 ppm, STEL -

設備対策	取扱い設備は防爆型を使用する。 排気装置を付けて、蒸気が滞留しないようにする。 液体の輸送、汲み取り、攪拌等の装置についてはアースをとるように設備すること。 取扱い場所の近くには、高温、発火源となるものが置かれなような設備とすること。 屋内塗装作業の場合は、自動塗装機等を使用する等作業者が直接暴露されない設備とするか、局所排気装置等により作業者が暴露から避けられるような設備にすること。 タンク内部等の密閉場所で作業する場合には、密閉場所の底部まで十分に換気できる装置を取り付けること。
保護具 呼吸器の保護具	有機ガス用防毒マスクを着用する。 密閉された場所では送気マスクを着用する。
手の保護具	有機溶剤または化学薬品が浸透しない材質の手袋を着用する。
眼の保護具	取扱いには保護メガネを着用すること。
皮膚及び身体 の保護具	取り扱う場合には、皮膚を直接暴露させないような衣類を着けること。また化学薬品が浸透しない材質であることが望ましい。

9. 物理的及び化学的性質

外観

物理的状態	液体
形状	液体
色	褐色透明
臭い	溶剤臭
pH	データなし
沸点、初留点及び沸騰範囲	現在、知見なし
引火点	13.4°C（セタ密閉式）
燃焼又は爆発範囲	
下限	1.00%
上限	11.50%
比重(密度)	0.98
n-オクタノール／水分配係数	現在、知見なし
自然発火温度	427°C

10. 安定性及び反応性

反応性	現在、知見なし
化学的安定性	法規制に従った保管及び取扱においては安定と考えられる。
危険有害反応可能性	標準的条件では危険な反応をしない。
避けるべき条件	現在、知見なし
混触危険物質	アミン等との接触で発熱する。
危険有害な分解生成物	火災時の燃焼により、一酸化炭素、低分子モノマーなどの有害ガスが発生する。

11. 有害性情報

急性毒性	現在、知見なし
------	---------

12. 環境影響情報

生態毒性	現在、知見なし
オゾン層への有害性	データなし
その他	漏洩、廃棄などの際には、環境に影響を与えるおそれがあるので、取扱いに注意する。 特に、製品や洗浄水が、地面、川や排水溝に直接流れないように対処すること。

13. 廃棄上の注意

残余廃棄物	廃塗料、容器等の廃棄物は、許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約(マニフェスト)をして処理する。 容器、機器装置等を洗浄した排水等は、地面や排水溝へそのまま流さないこと。 排水処理、焼却などにより発生した廃棄物についても、廃棄物の処理および清掃に関する法律および関係する法規に従って処理を行うか、委託をすること。
汚染容器及び包装	許可を受けた産業廃棄物処理業者と委託契約して処理をする。

14. 輸送上の注意

取扱いおよび保管上の注意の項の記載に従うこと。
容器に漏れの無いことを確かめ、転倒、落下、損傷がないように積み込み、荷崩れ防止を確実にすること。

国際規制	
海上規制情報	IMOの規定に従う。
UN No.	1263
Proper Shipping Name	PAINT
Class	3
Packing Group	II
Marine Pollutant	Not applicable
Transport in bulk according to MARPOL 73/78,Annex II, and the IBC code	Not applicable
航空規制情報	ICAO/IATAの規定に従う。
UN No.	1263
Proper Shipping Name	PAINT
Class	3
Packing Group	II
国内規制	
陸上規制	該当しない
海上規制情報	船舶安全法の規定に従う。
国連番号	1263
品名	塗料
国連分類	3
容器等級	II
海洋汚染物質	非該当
MARPOL 73/78 附属書II 及び	非該当

IBCコードによるばら積み輸送 される液体物質	
航空規制情報	航空法の規定に従う。
国連番号	1263
品名	塗料
国連分類 等級	3
緊急時応急措置指針番号	II 128

15. 適用法令

化審法	優先評価化学物質(法第2条第5項)
労働安全衛生法	特定化学物質第2類物質、特別有機溶剤等(特定化学物質障害予防規則第2条第1項第2号、第3の2号、第3の3号) 第2種有機溶剤等(施行令別表第6の2・有機溶剤中毒予防規則第1条第1項第4号) 作業環境評価基準(法第65条の2第1項) 名称等を表示すべき危険物及び有害物(法57条1、施行令第18条) 危険物・引火性の物(施行令別表第1第4号) 名称等を通知すべき危険物及び有害物(法第57条の2、施行令第18条の2別表第9) 特定化学物質特別管理物質(特定化学物質障害予防規則第38条3)
水質汚濁防止法	指定物質(法第2条第4項、施行令第3条の3)
消防法	第4類 第一石油類(非水溶性)
悪臭防止法	特定悪臭物質(施行令第1条)
大気汚染防止法	有害大気汚染物質に該当する可能性がある物質(中央環境審議会第9次答申) 揮発性有機化合物(法第2条第4項)(環境省から都道府県への通達)
海洋汚染防止法	危険物(施行令別表第1の4) 有害液体物質(Y類物質)(施行令別表第1) 有害液体物質(Z類物質)(施行令別表第1)
外国為替及び外国貿易法	輸出入貿易管理令別表第1の16の項
船舶安全法	引火性液体類(危規則第2、3条危険物告示別表第1)
航空法	引火性液体(施行規則第194条危険物告示別表第1)
港則法	危険物・引火性液体類(法第21条2、則第12条、昭和54告示547別表二)
道路法	車両の通行の制限(施行令第19条の13、(独)日本高速道路保有・債務返済機構公示第12号・別表第2)
特定有害廃棄物輸出入規制法 (バーゼル法)	廃棄物の有害成分・法第2条第1項第1号イに規定するもの(平10三省告示1号)
化学物質排出把握管理促進法 (PRTR法)	第1種指定化学物質(法第2条第2項、施行令第1条別表第1)
労働基準法	疾病化学物質(法第75条第2項、施行規則第35条別表第1の2第4号1)

16. その他の情報

参考文献	NITE独立行政法人製品評価技術基盤機構 日本ケミカルデータベース「ezCRIC」 「GHS対応 MSDS・ラベル作成ガイドブック」日本塗料工業会
その他	ここに記載された内容は、現時点で入手できた情報や当社所有の知見によるものですが、これからのデータや評価はいかなる保証をするものではありません。また法令の改正及び新しい知見に基づいて改訂されることがあります。